平成２６年（フ）第１４９号
熊本市中央区萩原町17番46号　ゴールデンハイツ201号
債務者　木村　　潮
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
熊本市北区室園町20番67号
債務者　井上　洋子（旧姓樺島）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
熊本市北区室園町20番67号
債務者　樺島アサヱ
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
富山県中新川郡上市町広野2295番地
債務者　西ノ宮進次郎
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
富山県中新川郡上市町広野2295番地
債務者　西ノ宮桂子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５３号
熊本市北区山室３丁目４番11号
債務者　伊藤　政博
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４号
熊本市北区山室３丁目４番11号
債務者　伊藤　知恵
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５号
栃木県那須塩原市西岩崎232番地280　遠藤久子方、住民票上の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地42
破産者　高橋　智之
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６００号
横浜市港北区新吉田町6073、登記簿上の所在地神奈川県座間市ひばりが丘５丁目5503番地
破産者　有限会社エスティーエイチ樹脂モデル
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号
三重県尾鷲市坂場西町17番56号
破産者　森下萬里子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第６７４６号
大阪市北区天神橋７丁目12番６号
破産者　株式会社トリオコーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１０号
大阪府吹田市西の庄町11番３号
破産者　株式会社山誠エステート
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９４号
大阪市福島区野田３丁目６番23号
破産者　株式会社魚鶴
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１４号
大阪府寝屋川市菅相塚町７番21号
破産者　株式会社京阪ＰｒｏＰｅｒｔｙ（旧商号田渕土地建物株式会社）
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８５号
大阪府茨木市双葉町８番17号
破産者　株式会社シーフォー・アソシエーション
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０３号
大阪市住之江区北加賀屋４丁目４番20号
破産者　晃成株式会社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４０号
大阪市淀川区西三国４丁目10番８―1208号
破産者　有限会社トータル・コア
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４５号
大阪府八尾市太田新町１丁目300番地
破産者　みつる急配株式会社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５２号
大阪市西区北堀江１丁目５番９号
破産者　株式会社創那
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８１号
大阪市北区池田町15番１―801号
破産者　株式会社リフロッグ
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目142番地
破産者　株式会社コーイング
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係